

パブリック・コメント制度による

「富士市バリアフリーマスタープラン（案）」

に対する意見募集について

●意見募集期間 令和4年12月15日（木）から令和5年1月16日（月）まで

●意見の提出方法

直接の場合	富士市役所6階 都市計画課へ
郵送の場合	〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地 富士市都市整備部都市計画課あて
FAXの場合	0545-51-0475
Eメールの場合	toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp
市ウェブサイト	パブリック・コメントコーナーから 専用フォームへ

●意見の記載方法 様式は問いませんが、案件名「富士市バリアフリーマスタープラン（案）」、意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

令和4年12月

富士市 都市整備部 都市計画課

1 策定にあたって

1-1 計画策定の背景と目的

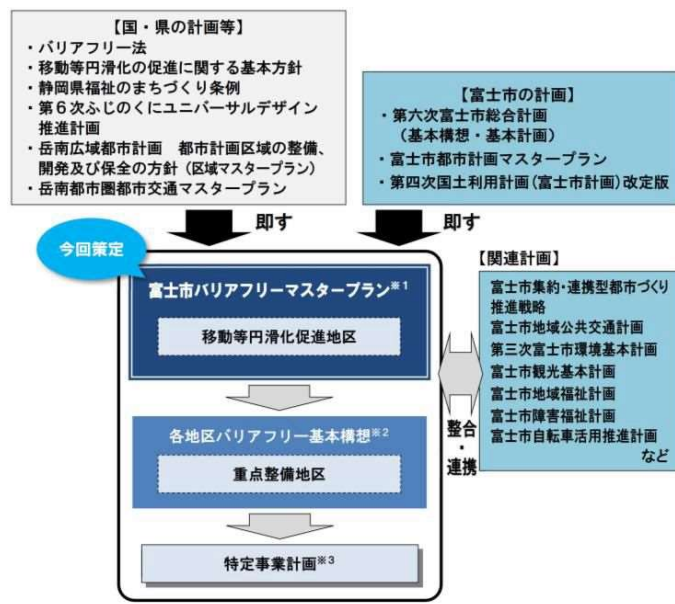
本市全体のバリアフリー化の方針を示すとともに、「第六次富士市総合計画」で将来のまちの姿のひとつとして掲げる『だれもが安全に円滑な移動ができる快適なまち』の実現に向けて、今後、一層のバリアフリー化を推進していくことを目的として、「富士市バリアフリーマスタープラン（以下、本マスタープランという。）」を策定します。

1-2 富士市バリアフリーマスタープランの位置付け

本マスタープランは、バリアフリー法第24条の2に規定されている「移動等円滑化促進方針」となるものです。

本市の行政運営の最上位計画である「第六次富士市総合計画（令和4（2022）年3月）」や「富士市都市計画マスタープラン（平成26（2014）年2月）」などに即すとともに、「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略（平成31（2019）年3月）」、「富士市地域公共交通計画（令和3（2021）年3月）」、「富士市地域福祉計画（令和4（2022）年3月）」などの関連計画との整合を図ります。

また、既に策定している「新富士駅周辺地区」、「吉原駅・吉原本町駅周辺地区」、「富士駅周辺地区」の各基本構想を踏まえ、本市におけるバリアフリー化の方針を定めることとします。



- ※1 富士市バリアフリーマスタープラン：全市や移動等円滑化促進地区のバリアフリーの促進に関する方針を示したもの
- ※2 各地区バリアフリー基本構想：重点整備地区を位置付け、具体的なバリアフリー化の事業を定めるもの
- ※3 特定事業計画：バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画

1-3 計画期間

バリアフリーマスタープランは、バリアフリー法第24条の3において、概ね5年ごとに移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化に関する措置の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて内容を変更するものとされています。

「第六次富士市総合計画」の目標年次は、前期が令和8（2026）年度、後期が令和13（2031）年度となっており、また、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させるための計画である「富士市地域公共交通計画」の目標年次は、令和8（2026）年度となっています。

このことから、本マスタープランにおいては、「第六次富士市総合計画」及び「富士市地域公共交通計画」と整合を図り、目標年次を令和13（2031）年度とし、概ね5年ごとに評価を実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこととします。

2 バリアフリー化の基本的な方針

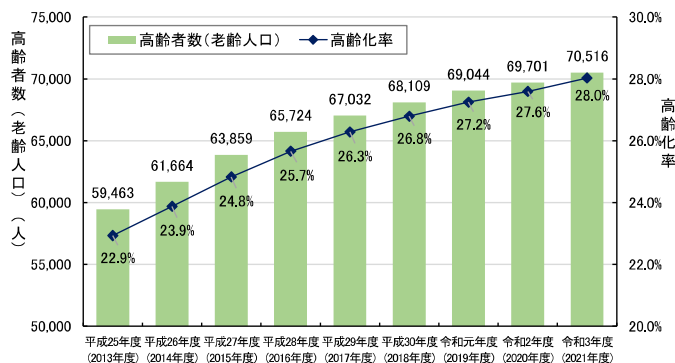
2-1 富士市のバリアフリーに関する動向と課題

本市のバリアフリーに関する近年の動向等を踏まえ、本市のバリアフリーにおける課題を抽出しました。

① 高齢者数

本市の65歳以上の高齢者数(以下、「高齢人口」という。)は、人口減少の一方で増加が続いており、令和3(2021)年度には市民の28.0%が高齢者となっています。

■ 高齢人口・高齢化率の推移



出典：富士市統計書

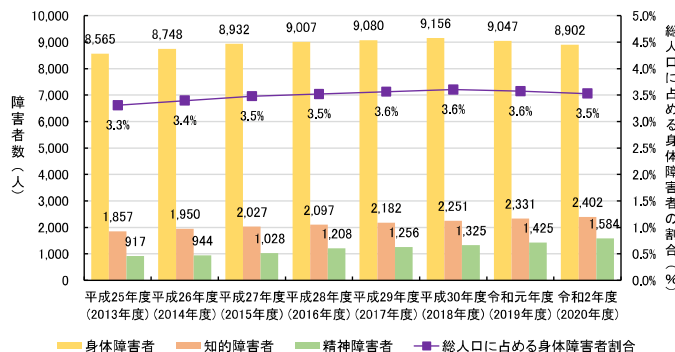
② 支援が求められる市民

1) 障害者

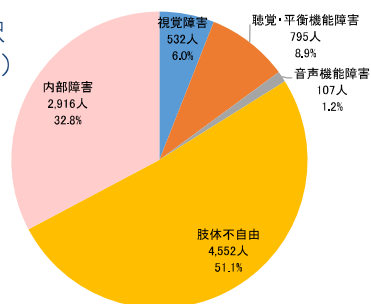
本市の障害者数の推移をみると、身体障害者は概ね横ばいですが、知的障害者、精神障害者はともに増加傾向にあります。また、総人口に占める割合は3%半ばで横ばいとなっています。

身体障害者の内訳をみると、肢体不自由の方が51.1%を占めています。

■ 障害者数の推移



■ 身体障害者の内訳 (令和2(2020)年度)

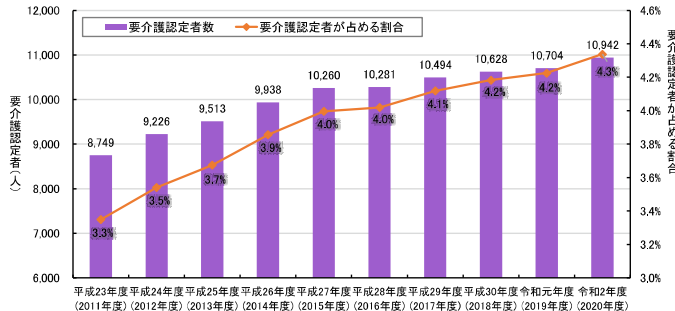


出典：富士市統計書

2) 要介護者

介護保険事業の要介護認定者数は、年々増加が続いており、平成27(2015)年度には1万人を超え、令和2(2020)年度には10,942人となり、総人口に占める割合は4.3%となっています。

■ 要介護認定者数の推移



出典：富士市統計書、介護保険事業報告

2-2 本市のバリアフリー化の課題と基本理念/基本方針

<本市のバリアフリー化の課題>

課題1：まちなかや都市拠点においてバリアフリー化を積極的に推進する必要があります。

生活関連施設が集積するまちなかや都市拠点においても、駅や施設間の案内をはじめ、歩道の整備、誘導ブロックなどのバリアフリー化が連続していない箇所がみられます。

各施設を接続する経路を明確にするとともに、施設間のバリアフリー化を推進することによって、まちなかの一体性を強化し、まちなかの利便性向上を図る必要があります。

課題2：利便性の支障となっている箇所を継続的に見直し、改善・改良を図る必要があります。

駅や施設によっては、既にバリアフリー化が進んでいますが、案内表示が不十分である部分や老朽化が進んでいる箇所もあります。移動の円滑性や安全性、利便性の支障となっている箇所について継続的に見直す必要があります。

また、高齢化が進むことでバリアフリーな環境を必要とされる方が増え、バリアフリーに対するニーズも多様化する中、多くの方が快適に施設等を利用することができるよう改善・改良を図る必要があります。

課題3：バリアフリーを進めていく上で市民の意識向上と心のバリアフリーを進める必要があります。

商業看板の道路へのはみ出しや違法駐輪などのマナー違反によって、バリアフリー化された施設がその機能を果たせていない状況も見受けられます。高齢者、障害者等の方々が、安全かつ快適に駅や道路等の施設を利用するためには、持続性のあるバリアフリー化を市民に周知・啓発することで、公共交通事業者や施設管理者、周辺の住民・商業者の協力など市民のバリアフリーに対する意識を高め、ソフト面の対策である「心のバリアフリー※」を進める必要があります。

※心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方をもつすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。(P. 9参照)

<基本理念>

すべての人にやさしい安全・安心・快適に移動できる都市

すべての人にやさしい都市空間の創出を目指します。

<基本方針>

① 快適に移動でき、利用しやすいバリアフリー空間を整備します。

- 都市機能が集積した拠点や生活拠点の形成、既存施設の更新等に併せて、順次バリアフリーのための施設整備を推進し、まちなかや都市拠点、主要な公共交通の結節点を中心にバリアフリー化が波及・実現するような都市づくりを進めます。
- 鉄道・路線バス・タクシー・コミュニティ交通（コミュニティバス・デマンドタクシー等）それぞれの適切な役割分担により、誰もが移動しやすい切れ目のない公共交通体系を構築します。
- 道路管理者及び公共交通事業者、交通安全施設管理者等と連携して、経路上の交通バリアの解消を図ります。

② 利用者の安全・安心を考えた継続的なバリアフリー化の推進と維持管理を図ります。

- バリアフリーの多様化も踏まえ、多くの方々が快適かつ安全に利用できるように、既存施設の更新と継続的な機能の充実を図ります。
- バリアフリー化された施設に対して、その機能が継続して維持されるよう適切な維持管理を行います。

③ 「心のバリアフリー」を推進し、バリアフリーに対する市民の意識醸成を図ります。

- 周囲の人々の思いやりや助け合いがなければ、高齢者や身体に障害のある方が安全・安心に施設を利用することはできないため、すべての市民の参画のもとでバリアフリーを進めます。
- 市民一人一人の、高齢者や身体に障害のある方に対する理解を深めるための「心のバリアフリー」の推進・啓発を図ります。

バリアフリー化は、SDGsの17の開発目標のうち、「11. 住み続けられるまちづくりを（包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する）」に位置付けられたものですが、その推進にあたっては、「17. パートナーシップで目標を達成しよう（持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する）」の考え方のもと、官民、社会全体のパートナーシップにより取り組みます。

富士市バリアフリーマスタープラン
と関連するSDGsの目標



3 移動等円滑化促進地区の設定

3-1 移動等円滑化促進地区とは

平成 30（2018）年のバリアフリー法の改正により、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組を強化するため、マスタープラン制度が創設され、重点的に取り組む対象地区「移動等円滑化促進地区」の設定について規定されました。

国の移動等円滑化の促進に関する基本方針に示された要件を踏まえ、本市における「移動等円滑化促進地区」は、以下のいずれかの要件により選定します。

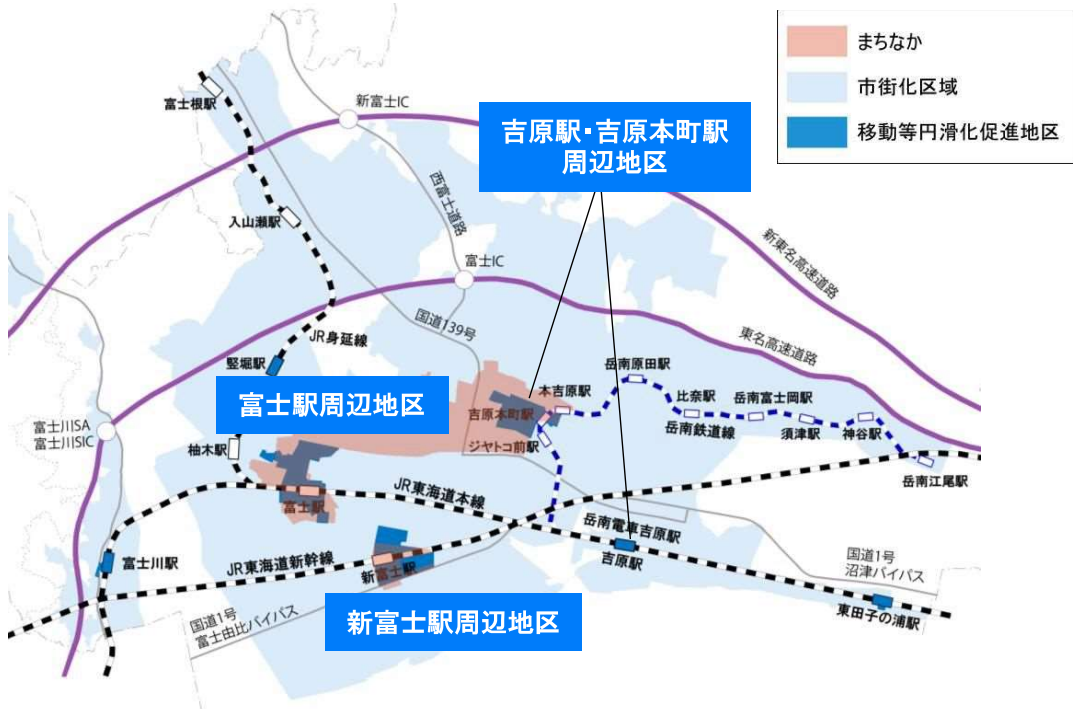
■本市における移動等円滑化促進地区の選定の要件

要件 1	「重点整備地区」として基本構想を策定している地区 ・重点整備地区の設定の考え方は、「移動等円滑化促進地区」の選定要件を概ね満たすこと、また、基本構想に基づくバリアフリー化事業を実施中であることから、既存の「重点整備地区」は「移動等円滑化促進地区」とします。
	総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であり、バリアフリー化の促進が特に必要な地区 ・本市の「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略」における「まちなか」へ誰もが安全・円滑な移動ができるように、高齢者、障害者等が利用する機会が多い「まちなか」に位置する鉄道駅（富士駅/吉原本町駅）と接続する鉄道沿線の各駅（1日当たりの平均利用者が2,000人以上の旅客施設）を含め「移動等円滑化促進地区」とします。

3-2 移動等円滑化促進地区の設定

「移動等円滑化促進地区」の選定要件を踏まえ、本市における「移動等円滑化促進地区」は、既に設定している3箇所の「重点整備地区」（新富士駅周辺地区、吉原駅・吉原本町駅周辺地区、富士駅周辺地区）とします。

本市における移動等円滑化促進地区



3-3 生活関連施設と生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設と生活関連経路の考え方

ガイドラインの考え方を踏まえ、本市における生活関連施設及び生活関連経路の考え方を次のとおり設定します。

なお、基本構想策定の際には、地区の特性や実情を踏まえ、必要に応じて設定を見直します。

①本市における生活関連施設の考え方

■生活関連施設の考え方

- ・相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等

ただし、旅客施設については、利用者数の推移を注視し、旅客施設管理者（東海旅客鉄道（株）（JR）等）と協議のうえ、必要に応じて各地区において事業化するものとします。

②本市における生活関連経路の考え方

■生活関連経路の考え方

- ・旅客施設と生活関連施設間の経路
- ・生活関連施設相互間の経路
- ・移動等円滑化のための事業実施が特に必要と考えられる経路

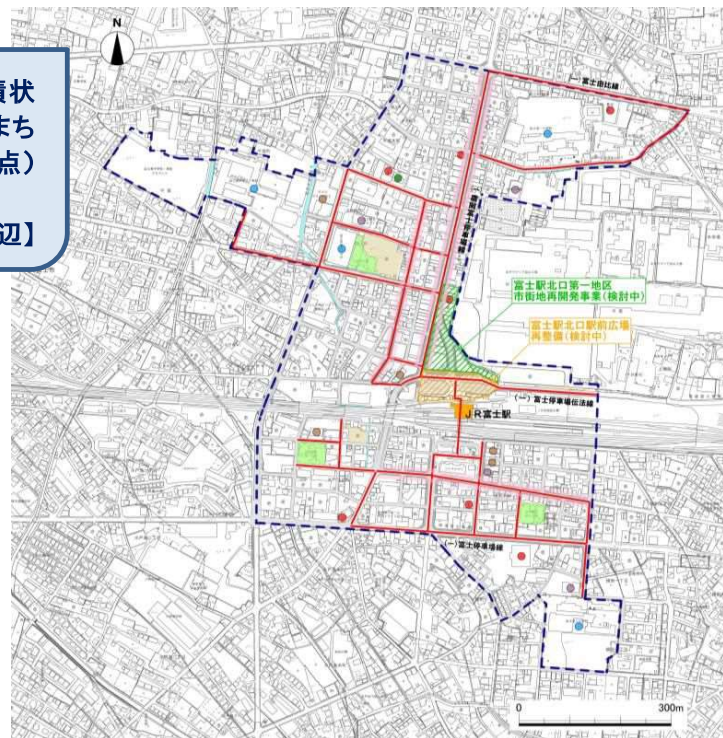
(2) 生活関連施設と生活関連経路の設定

■富士駅周辺地区

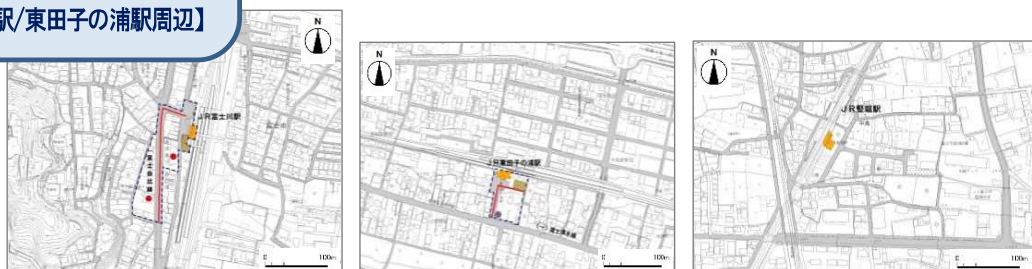
特定旅客施設周辺の施設の集積状況に
くわえ、富士駅の位置付け（まちなか、
避難所等の集積、交通結節点）を考慮して設定

【富士駅周辺】

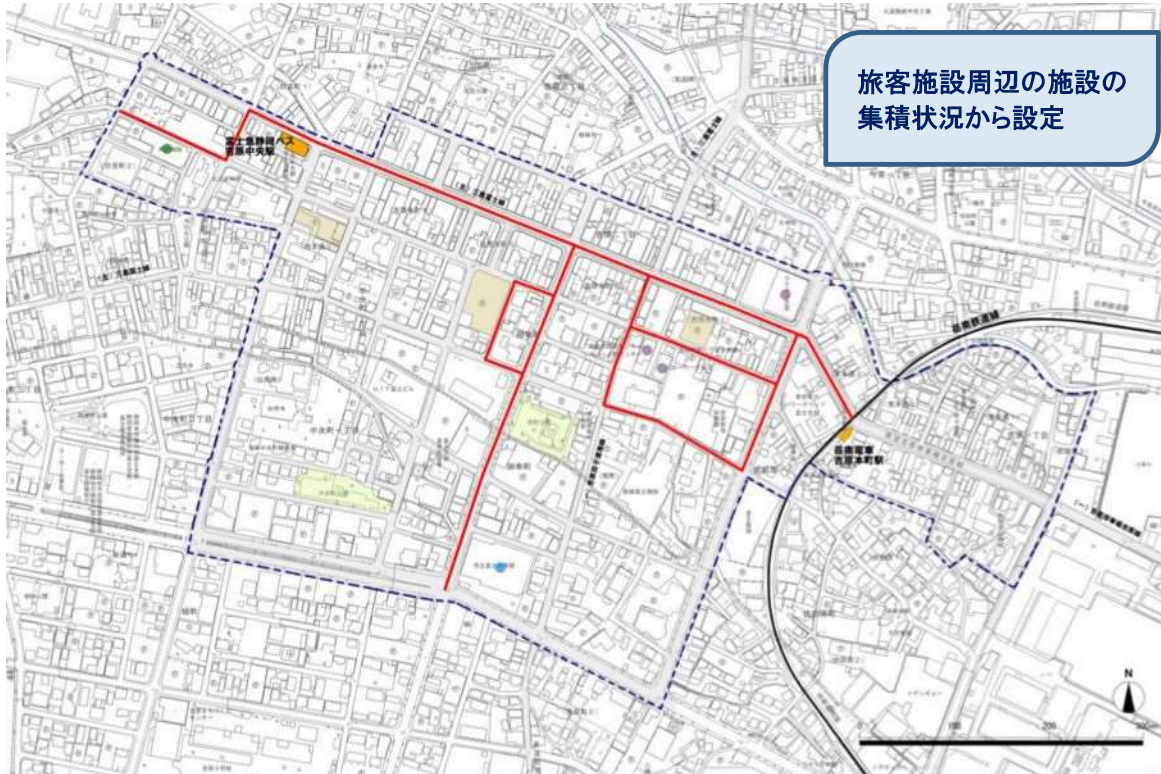
凡例	
---	移動等円滑化促進地区
■	旅客施設等
●	官公庁等
●	教育・文化施設等
●	保健・医療・福祉施設
■	商業・業務施設（商店街）
●	商業・業務施設（商店街を除く）
●	宿泊施設
■	公園
■	路外駐車場等
—	生活関連経路



旅客施設周辺の施設の
集積状況から設定
【富士川駅/東田子の浦駅周辺】

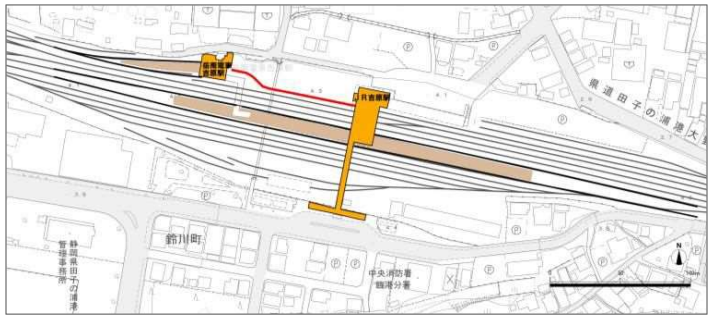


■吉原駅・吉原本町駅周辺地区



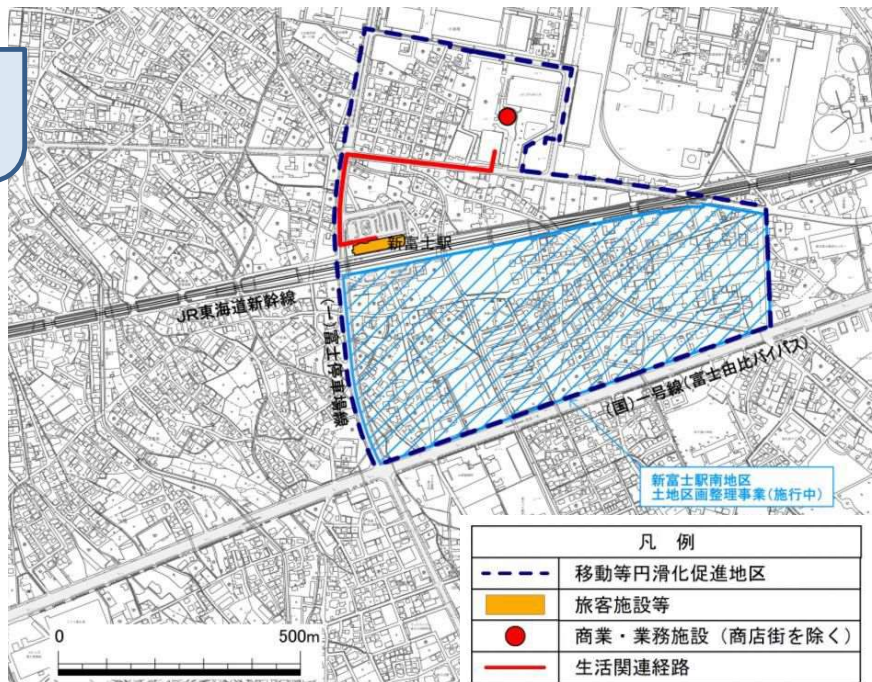
旅客施設周辺の施設の集積状況から設定

凡例	
---	移動等円滑化促進地区
■	旅客施設等
●	官公庁等
●	教育・文化施設等
●	保健・医療・福祉施設
■	公園
■	路外駐車場
—	生活関連経路



■新富士駅周辺地区

長期的なまちづくりの観点から設定



凡例	
---	移動等円滑化促進地区
■	旅客施設等
●	商業・業務施設 (商店街を除く)
—	生活関連経路

3-4 移動等円滑化促進地区における取組方針

既存の重点整備地区における取組状況やバリアフリー整備ガイドライン等を踏まえ、本市の「移動等円滑化促進地区」における取組方針の主なものを示します。

<p>■ 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 車いす利用者や視覚障害者、自転車利用者の利用を考慮した歩道の段差、勾配、凹凸の解消（マンホール、グレーチング蓋などの工作物…バリアフリーに配慮した施工の実施） ▶ 連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックなどの設置 ▶ エスコートゾーンや歩行者用信号機音響装置の整備・点検 ▶ 歩道のない区間における安全な歩行空間の確保（歩行空間の明確化等） ▶ 歩道上の障害物除去等による有効幅員の確保 ▶ 滑りにくい舗装への改良 ▶ 自動車の速度抑制対策の検討 ▶ 歩車分離信号への改良・周知や青時間の適正化 ▶ 車いす利用者と視覚障害者の双方を考慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置 	
<p>バリアフリーに配慮したグレーチング蓋のイメージ</p>	
<p>■ 建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 施設の出入口の段差・勾配の解消 ▶ 車いす利用者が利用しやすいスロープ勾配や通路幅の確保 ▶ 車いす利用者や視覚障害者の利用に考慮した扉や建具の整備 ▶ 多機能トイレの整備 	
<p>■ 駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 障害者専用スペースの確保と出入口までの動線の確保 ▶ 雨天時などでも濡れずに利用できるような経路の確保 ▶ 駐車場出入口と歩道の勾配の解消 ▶ 一般利用者へのマナー周知（健常者の障害者専用スペース利用の自粛等） 	
<p>■ 公共交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ トイレやエレベーター、乗車位置などの分かりやすい案内表示、音声案内の設置検討 ▶ 障害の特性を踏まえた見やすい料金表や券売機の整備 ▶ 自動ドアやエレベーターなど駅構内の経路の確保 ▶ 多機能トイレや内方線などのバリアフリー設備の整備 ▶ 緊急ボタンなど緊急時の連絡手段、コミュニケーション手段の確保 ▶ バス停における目的地やダイヤなどの分かりやすい情報提供 ▶ バス停の上屋やベンチなど待機空間の整備 ▶ ユニバーサルデザインに配慮した車両の導入 	
<p>触知案内図のイメージ</p>	
<p>■ 都市公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 段差や勾配を解消し、障害のある方にも利用しやすい公園の整備 ▶ ユニバーサルデザインに配慮した標識の整備 	
<p>■ 案内、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 一方通行区間や自転車走行禁止エリアなど交通規制の分かりやすい標示 ▶ バス停位置など分かりやすい情報提供 ▶ 駅などの交通結節点における観光案内の拡充 ▶ 観光地などにおけるバリアフリー情報の事前発信 ▶ 障害の特性を踏まえた見やすく、分かりやすい経路案内の整備 ▶ 外国人にも配慮した標示 	

4 バリアフリーマスタープランの実現に向けて

4-1 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進

(1) 心のバリアフリー

高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活を送ることができるようにするためには、施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について市民一人ひとりが関心を持ち、理解を深め、自然に支え合うことができるようにする「心のバリアフリー」（ソフト面）の推進が重要です。

「心のバリアフリー」とは

様々な心身の特性や考え方をもつすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

- 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

出典：ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

(2) 心のバリアフリーの推進における役割

「心のバリアフリー」の取組の推進については、国、地方公共団体、施設設置管理者により、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて心のバリアフリーを推進することに努めることとされています。また、住民においては、高齢者、障害者等の移動等円滑化や施設利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならないこと、駐輪・駐車マナー、必要に応じた高齢者、障害者等の支援において積極的に努力することなどとされています。

心のバリアフリーの推進については、これらの役割をそれぞれが理解し、協力して取組を進めていく必要があります。

(3) 心のバリアフリーの推進のための取組

市民やその他関係者の心のバリアフリーに対する理解の増進と協力の確保を図るためには、行政や関係団体、施設設置管理者等が啓発活動を継続して行っていくことが重要です。

本市では、自己啓発を行うとともに、市民等への啓発活動を行うことにより、高齢者、障害者などへの理解の浸透、施設の適正利用の喚起、思いやりの心の育成などを図り、利用者自らが「心のバリア」を取り払うための、ソフト的な環境整備も積極的に推進していくこととします。

『認知症サポーター制度』	(高齢者支援課)
『ヘルプマーク・ヘルプカード』	(障害福祉課)
『ゆずりあい駐車場制度（利用証の交付）』	(障害福祉課)
『市民福祉まつり』	(障害福祉課)
『手話の普及・啓発に向けて』	(障害福祉課)
『避難所運営マニュアル』	(防災危機管理課)
『福祉体験学習（小中学校）』	(学校教育課)
『障害者スポーツ教室の開催』	(文化スポーツ課)
『バリアフリー等に関する企画展の開催』	(中央図書館)



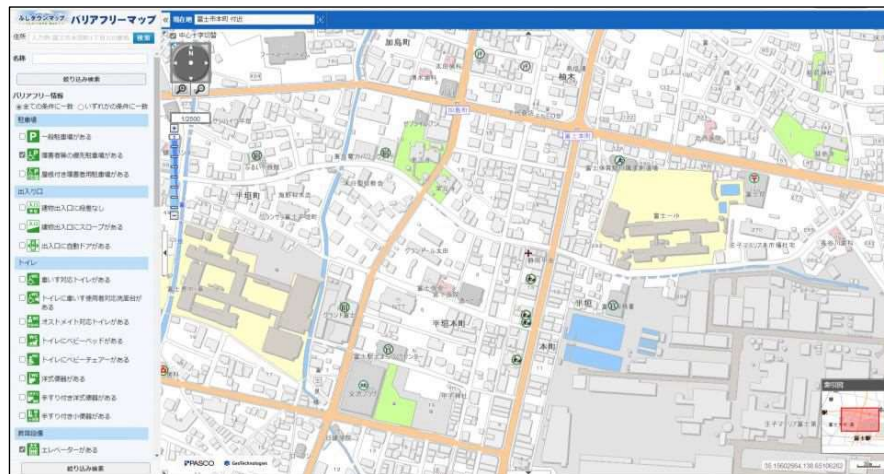
ヘルプマーク

4-2 バリアフリーマップの活用

本市では、誰もが安心して社会参加や子育てができるまちづくりを進めており、その一環として、出入り口の段差の有無、車いす対応のトイレや授乳室などのバリアフリー情報を掲載する「バリアフリーマップ」を作成し、市ウェブサイト上で公開しています。

今後も「バリアフリーマップ」に掲載する施設等の募集を継続して行い、掲載内容の充実を図っていきます。

富士市バリアフリーマップ



4-3 多様な情報提供手段の普及

視覚や聴覚、言語障害者等にとって、日常生活の場面における情報アクセス・コミュニケーションの保障や支援は十分とはいえません。

障害者権利条約（平成 18(2006)年国連）では、「手話や文字表示、触覚等あらゆる形態の意思疎通を障害者が自ら選択し、それによって表現及び意見の自由についての権利を行使することを確保する措置を取る」と規定されていることから、より一層の支援の充実が求められています。

情報アクセス・コミュニケーション施策として、身近な取組から、情報提供装置や ICT を活用する等のハード整備と一体化した取組まで、様々な形態が考えられます。

- 『音声行政情報提供事業』 (障害福祉課)
- 『同報無線放送のメール・LINE サービス』 (防災危機管理課)
- 『多様な情報提供手段の普及』 (市民活躍・男女共同参画課)
- 『アクセシビリティに配慮した市ウェブサイト・広報紙』 (シティプロモーション課)

【緊急情報】 気象警報発表(きし
ようけいほうはっぴょう)

市内に大雨警報(浸水害)、洪水警
報が発表されました。
テレビやラジオをつけて情報を集
めてください。

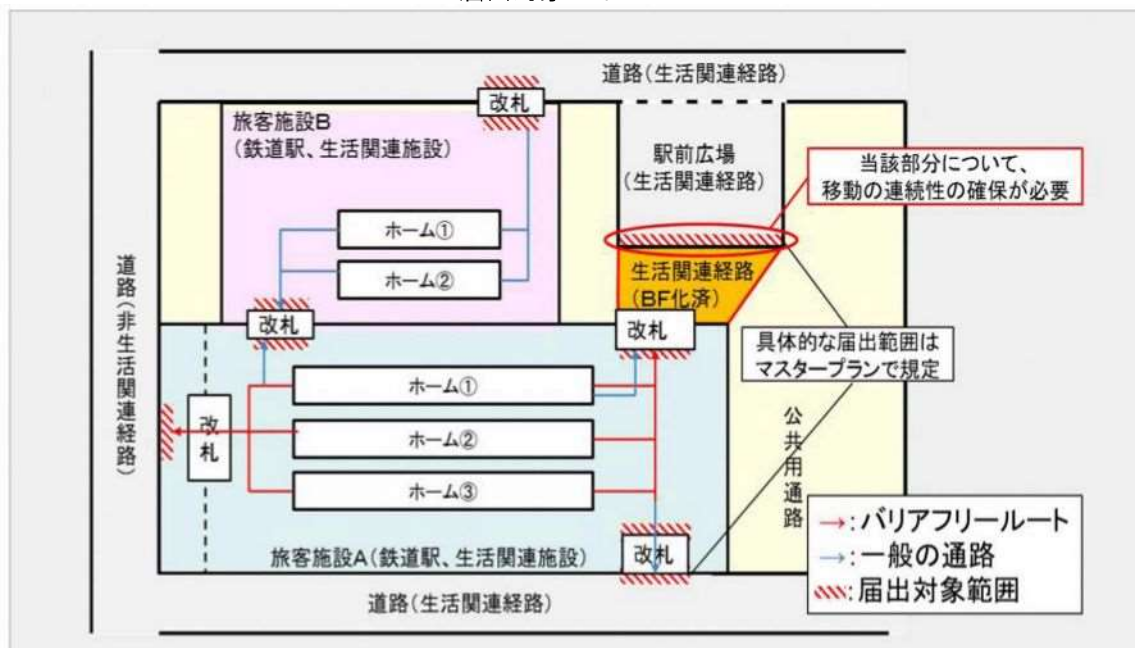
公式LINE

4-4 届出制度等による事業内容の調整

マスタープランにおける移動等円滑化促進地区では、「旅客施設の建設、道路の新設等であって、他の施設と接する部分について移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのある行為を行おうとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する三十日前までに市町村に届け出ること」とされています。

市は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると考えられる場合、届出者に対し必要な措置の実施を要請できることとなっており、これによりバリアフリー化に配慮した事業内容への調整を図ります。

届出対象のイメージ



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

4-5 バリアフリーマスタープランの評価・見直し

バリアフリー法では、概ね5年ごとにマスタープランに基づく整備等の実施状況について、調査・分析・評価を行うよう努めることとされています。

本市においては、本マスタープランで定めた基本理念や基本方針等を踏まえ、バリアフリー基本構想の中で位置付ける事業や、「心のバリアフリー」の取組を推進します。

これらを着実に進めるためには、計画に基づいた取組の進捗状況を確認し、高齢者、障害者等の当事者や関係する事業者等と意見交換を実施し、意見の反映や相互理解の促進を図り、本マスタープランの評価や必要に応じた見直しを行います。